

会議名 (審議会等名)		令和6年度第1回社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会		
事務局 (担当課)		相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部障害者更生相談所 電話042-769-9807 (直通)		
開催日時		令和6年6月3日(月)～令和6年6月12日(水)		
開催場所		書面開催		
出席者	委員	14人(別紙のとおり)		
	その他			
	事務局			
公開の可否		<input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	
公開不可・一部不可の場合は、その理由		相模原市情報公開条例第7条に該当する非公開情報に関して審議するため		
会議次第		<p>議 題</p> <p>(1) 「身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師」の新規指定について</p> <p>(2) 「身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師」の異動申請について</p> <p>(3) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に基づく自立支援医療機関」の新規申請について</p> <p>(4) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に基づく自立支援医療機関」の各種変更について</p> <p>(5) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に基づく自立支援医療機関」の指定更新について</p>		

審 議 経 過

【審査部会の開催について】

本審査部会については、書類審査形式で実施した。各委員からの「書面表決書」をもって、議決に代えるものとする。

【審査部会の成立について】

審査部会委員14名中、書面表決書の提出者は14名。
有効数が過半数に達しているため、審査部会は成立とする。

【審査結果】

- (1) 「身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師」の新規指定について
審査部会委員からの新規申請に対する意見・指摘事項はなし。
新規申請12件の指定については、「身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師」として「適」と認める。
- (2) 「身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師」の異動申請について
異動申請のあった27名（うち、県内他市からの転入者4名）について報告を受けたもの。異動申請について特段問題はなし。
- (3) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に基づく自立支援医療機関」の新規申請について
審査部会委員からの新規申請に対する意見・指摘事項はなし。
新規申請6件の指定については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第59条第1項に基づく自立支援医療機関」として「適」と認める。
- (4) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に基づく自立支援医療機関」の各種変更について
変更申請のあった34件について報告を受けたもの。変更申請について特段問題はなし。
- (5) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に基づく自立支援医療機関」の指定更新について
審査部会委員からの更新申請に対する意見・指摘事項はなし。
更新申請9件の指定については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第59条第1項に基づく自立支援医療機関」として「適」と認める。

以 上

社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会

氏名	役職	出欠席
梅澤 慎一	部会長	出席
鈴木 雅信	委員	出席
原田 克也	委員	出席
伊藤 淳	委員	出席
増田 公男	委員	出席
細田 のぞみ	委員	出席
阿古 潤哉	委員	出席
井上 準人	委員	出席
櫻井 健治	委員	出席
黒山 信一	委員	出席
大草 洋	委員	出席
和田 達彦	委員	出席
土橋 健	委員	出席
土門 明哉	委員	出席